

連合福島『新型コロナウイルス感染症対策本部』ニュース

2020年3月12日（木） 第1号

政府は新型コロナウイルス感染症の発生と蔓延により、国民の生命と健康に重大な影響を及ぼす可能性があることから、国の基本方針を発表し、福島県としても感染拡大と県民生活への影響を想定し、対策本部を設置し情報収集と対応にあたっています。

連合福島としても、働く人すべての安全な職場環境を担保し、企業の状況悪化による雇用や処遇条件面での影響を抑えるため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、自治体や関係団体と連携し対応することといたしました。

コロナウイルス対応が終息するまでの間、「新型コロナウイルス感染症対策本部」ニュースを発行し、政府・県・関係団体等から発信される情報を整理し、適宜発信してまいります。

■連合福島「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置

今野泰連合福島会長を本部長とする対策本部を設置し、下記の取り組みについて確認しました。

- ① 適時適切な情報提供
- ② 組合員・単組の実態把握と課題集約
- ③ 行政・経営者団体への要請
- ④ 連合福島ガバナンス強化

■情報発信方法について

新型コロナウイルス感染症に関する情報について、連合福島HPに掲載し随時更新します。

◎連合福島HP

<https://www.rengo-fukushima.jp/>

◎新型コロナウイルスに関するQ&A（福島労働局HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00296.html

■相談窓口について

◎新型コロナウイルスに関する労働面での様々な疑問・不安等については

「連合福島なんでも労働相談ダイヤル」

0120-154-052（いこうよれんごうに）

◎感染が疑われる場合

「帰国者・接触者相談センター」

県内各保健所へお問い合わせください

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kansenkangokango69.html>

この他、福島県HP・福島労働局HPで各種相談窓口が確認できますので、お気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症

ちょっと知りたい！こんな時どうなるの？

Q 1：新型コロナウイルスに感染したため会社を休む場合、休業手当は支払われますか。

A 1：新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当は支払われません。なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

Q 2：発熱などの症状があるため自主的に会社を休もうと考えています。休業手当は支払われますか？

A 2：新型コロナウイルスか分からない時点で、労働者が自主的に休まれる場合は休業手当の支給対象とはなりません。会社で任意で設けられている有給の病気休暇制度があれば、就業規則などの規定を確認いただき、これを活用することなどが考えられます。

Q 3：発熱などの症状があるため、年次有給休暇を取得して会社を休むことはできますか？

A 3：年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものですから、理由を問わず取得することは可能です。なお、会社で任意に設けられた病気休暇がある場合には、会社の就業規則などの規定を確認いただき、これを取得することも考えられます。

Q 4：新型コロナウイルス感染症で小学校臨時休業となり、子どもの世話をするために休暇を取得する場合、どのような支援があるのでしょうか。

A 4：臨時休業した小学校や特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う子どもを世話するために従業員（正規・非正規を問わず）に有給の休暇（法定の年次有給休暇を除く）を取得させた会社に対し、休暇中に支払った賃金全額を助成（1日8,330円が上限）する制度が創設されることから、会社は本制度を最大限活用し、有給の休暇制度を創設するべきと考えられます。

Q 5：発熱などの風邪の症状があるときについて、会社を休みたいと考えているところですが、使用者が休業を認めてくれません。どのようにしたらよいでしょうか。

A 5：使用者は、労働者が生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮を行うこと（いわゆる安全配慮義務）とされており、労働者が年次有給休暇の請求をした場合には、年次有給休暇の利用目的が発熱などの風邪の症状の療養であっても、原則として使用者はこれを付与しなければならないこととされています。

そのためには、企業、社会全体における従業員の方々が休みやすい環境整備が大切ですので、労使で十分な話し合いがなされることが望ましいものです。

本情報は厚生労働省発信（2020.3.1）の「新型コロナウイルスに関するQ&A」を参考に記載しています。勤務等については企業独自の規程等もありますので、自社の就業規則もご確認ください。

◎お問い合わせ先

連合福島組織広報局・遠藤、渡邊

電話：024-522-0500 メール：rengo-fukushima@bz01.plala.or.jp